

埼玉県報

第 308 号 令和 4 年(2022 年) 5 月 6 日 金曜日

目次

告示

- 埼玉県感染防止対策協力金(第17期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 埼玉県感染防止対策協力金(第 18 期)支給業務委託に関する契約の相手方等の公示(産業労働政策課)
- 嵐山南部土地改良区の役員就退任届(東松山農林振興センター)
- 庄内領用悪水路土地改良区の役員就退任届(春日部農林振興センター)
- 越谷都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告(建築安全課)
- Q 県道三郷幸手自転車道線の区域の変更(杉戸県土整備事務所)
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定(熊谷建築安全センター)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集(教委・総務課)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)の選挙期日(選挙管理委員会)
- O 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)における選挙長及びその職務代理者の住 所及び氏名(選挙管理委員会)
- O 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)における開票の事務と選挙会の事務の合同(選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(東第5区 蓮田市)につき発行する選挙公報の掲載の順序を 定めるくじの日時及び場所(選挙管理委員会)

埼玉県告示第四百五十五号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県感染防止対策協力金(第17期)支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年2月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額 109,663,488円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

埼玉県告示第四百五十六号

相手方を決定したので、次のとおり公示する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量埼玉県感染防止対策協力金(第18期)支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県産業労働部経済対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年3月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区東1丁目2番20号
- 5 契約金額 270,699,352円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

埼玉県告示第四百五十七号

嵐 0 山 土地改良法 T南部· て、 次のと 土地改良区か (昭和二十 おり届 出 5 lがあっ 役員に -四年法 た。 就任した者及 律第百九十五号) 第十 び役員を退任 八条第十 した者 Ė 項 \mathcal{O} 氏 \mathcal{O} 規定に 名及び 住 ょ り、 所

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

理事 同 同 同 同 同 同 同 同同 同同 任 長 氏 新 Щ Ш 長 野 長 $\sqrt{}$ 藤 下 下 陽 宗 荘 房 秀 茂 幸 太郎 夫 明 武 男 功 登 隆 男 治 同 同 同 同 同 同 同 同 同 口 同 同 玉 県 所 比 同 同 同 同 同 同 同同 企 郡嵐 同 同 同 同 同 同 同 同同 同 同 同 山 町 大字鎌形二千六百二十 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 大蔵五 大蔵 大蔵三百五十五 大蔵 鎌形千二百三十番 鎌形千二百 大蔵百二十 形二千 形 形 形 形二千二百六十 六 千 千 Ŧī. 千 百五十六 百番 百 五. 八 九 + 百 匹 百 百 六 地 五. 八 九 五. + 百三十五 十番地 番地 番 ++九 -六番 番 番 地 七 地 地 七 七 地 地

地

地

番地

地

番

退任 同 岩 小 内 名 博 斉 同 同 埼 住 玉 県 所 同同 同 比 企 郡嵐 同同 同 山 町 大 同 同 口 字 大蔵七 鎌形 形二千 形 二千 千 - 六百 十番地三 六百 七 六 百 +七 八 番 六 六

地

同

畑

同同

同

八

百

六

+

番

地

同

村

之

同

小

田

正

治

同

同

لح

きが

わ

町

大字田

黒

百

四十

八番

地

事

根

春

同

嵐

山

町

大

字

鎌形二千四

百九

十

番地

同

大

蔵

Ŧī.

百

八

五

番

地

同同

同	監事	同	同	同	同	同	同		同	同	同	理事
金	小野	杉	野	長	長	富	富		簾	杉	杉	杉
井	田田	田	村	島	島	岡	岡		藤	田	田	田
	正	久			京	正	政		美		恒	榮
豊	治	雄	勉	登	子	美	明		和 子	優	吉	次
同	同	同	同	同	同	同	同	三	同	同	同	埼玉県
同	同	同	同	同	同	同	同		同	同	同	県比企
嵐山町	ときが	同	同	同	同	同	同		同	同	同	郡嵐山町
大字	か わ 町	同	同	同	同	同	同		同	同	同	大字
,大蔵五百八十一番地一	7大字田黒百四十八番地一	大蔵五百十四番地	大蔵七番地	鎌形千二百六十番地	鎌形千百二十六番地二	大蔵五百四十九番地	大蔵五百九十五番地		鎌形二千二百六十三番地	鎌形二千八十一番地一	鎌形二千二十番地	,鎌形二千二百十四番地二

同

長

島

邦

夫

同

同

同

同

鎌形千二百二十九番地

埼玉県告示第四百五十八号

住所について、次のとおり届出があった。 庄内領用悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

職名 氏

理 事

田

 \Box 義 埼玉県春日部市小平五百三十四番地住 所

監事 島

六 同 越谷市大字大道二百五十八番地

退 任

職名 氏

監事

住

所

内 田 勝 康 埼玉県春日部市一ノ割六百八十七番地

埼玉県告示第四百五十九号

第十七条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 都市計 画の 変更の 第二十一条第二項にお 案を次のとおり 縦覧に供する。 V て準用する同法

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一都市計画の種類及び名称

越谷都市計画道路三・三・三号浦和野田線

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

越谷市北越谷三丁目及び四丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼 玉 一県 都 市 整備部 都 市計画 課、 埼 玉 県 越 谷県 土整備事務 所、 越 谷市 市 整 備 部

都市計 画 課、 吉川 市都市整備部 都 市計 画 課、 松伏町新 市街地整備課

四 縦覧期間

令和四年五月六日から令和四年五月二十日まで

埼玉県告示第四百六十号

規定により、その旨公告する。 11 ので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の 次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できな

は、 許を取り消す。 この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申 宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、 当該宅地建物取引業者の免 出 がないとき

令和四年五月六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

商 号 又 は 名 称	名(法人に	主たる事務所の所在地
分となっている。	は代表者の氏名)	たる事務所の所在
帝国住販株式会社	大野 涼太	東京都港区浜松町二丁目
		一番十二号(宅地建物取
		引業法上の主たる事務所
		の所在地 埼玉県戸田市
		氷川町二丁目六番三号)

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号告 一宗

区域を次のように変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

その関係図面は、令和四年五月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和四年五月六日

び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

道路の種類 県道

線 名 三郷幸手自転車道線

三 道路の区域

		[F	3	
新	旧	新		
		別		
字出雲一三三番三地先まで字出雲一三三番三地先まで	区間			
三・〇〇~	111 • 00 ~	(メートル)	敷地の幅員	
	(メートル)	延長		
				

、道路の位置の指定を次のとおり行った。建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定によ

り、

令和四年五月六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢 部 政 実

第二号	指定番号
第四十二条第四十二条	道路の種類
令和四年五月六	指定の年月日
番一番一里町大字金久保字神清寺五百一	指定に係る道路の位置
六十四・二五	(単位メートル) 道路の延長
五.五〇	(単位メートル) 指定に係る

埼玉県教委告示第十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年五月六日

埼 玉県教育委員会教育長 髙 田 直 芳

日時

令和四年五月十一日 午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

口

埼玉県立歴史と民俗の博物館協議会委員の任命について

その他

埼玉県選管告示第二十六号

埼玉県議会議員補欠選挙(東第五区 蓮田市)を次により行う。

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙期日 令和四年五月十五日

一 選挙すべき議員数 一人

埼玉県選管告示第二十七号

とおり選任した。 る選挙長及び選挙長に事故があり、 令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第五区 又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次の 蓮田市)におけ

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

選挙長

埼玉県蓮田市上一丁目六番二十号

栗原一男

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県蓮田市大字井沼八三九番地

横山彰允

埼玉県選管告示第二十八号

に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。 る開票の事務は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定 令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第五区 蓮田市)におけ

令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

埼玉県選管告示第二十九号

発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。 令和四年五月十五日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第五区 蓮田市)につき 令和四年五月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

日時 令和四年五月六日 午後六時

一 場所 埼玉県選挙管理委員会室